

Q & A 旅行商品造成助成事業

Q1. 平成31年4月1日から令和元年6月3日までに催行済みの旅行商品は遡って申請できますか？

A1. 遡って申請いただけます。
旅行商品造成助成事業の助成対象期間は平成31年4月1日～令和元年6月30日です。

Q2. 1つの旅行商品で、旅行商品造成助成事業とバス等ツアー支援事業の2つの事業に申請できますか？

A2. 令和元年度より、1つの旅行商品で2つ以上の助成事業の重複申請はできません。

Q3. 下期の募集期間はいつからですか？

A3. 募集期間は、上期下期ともに、令和元年6月4日～令和2年1月31日です。
ただし、予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがあります。

Q4. 宿泊のみの商品は助成対象になりますか？

A4. 宿泊のみの商品（航空券等を旅行者自身が手配するもの）については、実施要綱第3条（1）の要件を満たしていないため、助成対象になりません。

Q 5. 受注型企画旅行は助成対象になりますか？

A 5. 本事業は、募集型企画旅行の商品造成を誘発するための事業です。旅行者からの依頼に応じて造成した受注型の旅行商品は助成対象になりません。

なお、受注型旅行のうち、学会や大会等のコンベンション、学生スポーツ・ゼミ合宿、学校研修旅行等とは他助成事業をご利用いただける場合があります。

Q & A バス等ツアー助成事業

Q6. 旅行中に利用する車両の種別が複数にまたがる場合、助成金額はどのように算定されますか？

A6. 実施要綱第5条のとおり、最も長い時間利用した車両の種別で算定します。利用した時間が同じ場合は大きい種別で算定します。

Q & A 学生スポーツ・ゼミ合宿助成事業

Q 7. サークル合宿は助成対象になりますか？

A 7. 親睦を主たる目的とする旅行は助成対象外です。
実施要綱第3条のとおり、本事業の助成対象になる合宿とは、競技技術の向上のために行う学生のスポーツ団体の強化練習又は大学等の教員指導のもとに行われる調査研究等のための合宿です。

Q 8. 小中学生のクラブ活動合宿は助成対象になりますか？

A 8. A 7. のとおり、本事業の助成対象は、競技技術の向上を目的とした強化練習や調査研究等の合宿です。そのため、助成対象は高校生以上の学生団体に限ります。